

文科省

就学援助単価の増額と支給時期適正化の通知



2017年7月23日
-31号
発行
日本共産党県議会議員
渡辺 ゆり子
<連絡先>
日本共産党県議団執務室
電話 023-630-3241(受付)
自宅：山形市青田2-10-5
電話 023-642-2365

県議会6月定例会閉会

県議会6月定例会は、6月20日から7月7日まで開かれ、前議案を原案通り可決して閉会しました。最終日の7日には、日本共産党県議団を代表して反対討論にたちました。



県議会定数の削減に反対

一つは、県議会議員の定数削減の条例に対してです。その内容は現行定数の44名を43名に1名削減すること、そして飛び地がある選挙区を解消するため合区となった「寒河江・西村山郡区」では、合区前より1人減の定数3の選挙区となります。

討論では「議員定数は行政をチエックする機能の確保、県民の多様な意見をより正確に反映できる規模が必要だ」と主張。「全国都道府県議長会から委嘱

一般事業主行動計画

7月5日開催された商工労働観光常任委員会で、女性の労働環境改善の立場から発言しました。昨年4月から女性活躍推進法が全面施行され、労働者30人以上を雇用する事業主に対しては、女性労働者の状況（残業時間などの労働時間、管理職に占める女性の割合などその他）を把握し、課題分析を踏まえた一般事業主行動計画が義務化されました。労働者数300人以上の事業主については努力義務とされています。

私は「県と労働局の協定に基づく事業においても、一般事業主行動計画の周知や策定に取り組むとされているがどう進めるのか」と質問。推谷亨一雇用対策課長は、「企業を回って働きかけを行っているが、『取り組みだメリットが見えない』との声も聞かれ、現在、努力義務の300人以下の企業では計画策定は6件となっている。県としては101人以上の企業への義務化や取り組み企業への奨励金や交付金などについて国への政策提案を行った。」と答弁。

また、「県の男女共同参画計画では、平成32年まで300人

ゆり子の視点

県母親大会で学ぶ

6月25日、三川町で約500人が集い、県母親大会が開かれ、せて保険料を支払う必要があるのでは、つながらぬものと確信私も参加しました。憲法を学ぶ記念講との実態も出されま意見交換が行われま

以下の企業の一般事業主行動計画策定は100件を数値目標としている」と明らかにしました。私は、「できるだけ前倒しして達成できるよう取り組みを進めてほしい。人材不足が指摘されている状況で、女性の働く環境改善は労働者、企業の双方に効果があり求められている」と発言しました。

市町村文科省通知の周知

7月6日、子ども・若者支援対策特別委員会で就学援助の入学準備資金について取り上げました。文科省は、今年3月、各都道府県教育委員会に通知を出しました。内容は就学援助の要保護児童新入学児童生徒学用品費などの単価を増額したこと、適切な時期に援助できるようにしたことです。私は「子どもの貧困率が高い状況にある中で出された通知だが、県教育委員会としては、どう対応したのか」と質問。

また、「来年度入学する生徒に入学準備金を今年度支給するに

私はさらに「新入学時にはすでに2月くらいから準備のため費用がかかる」との声が届いている。適切な時期に支給可能となるように進めてほしい」「市町村の判断によるが、保護の児童に対して自治体が多いと考えられるので、十分周知してほしい」と発言しました。

就学援助は、経済



第47回山形県母親大会 於：三川町